

第1編

総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、1986年3月19日に、永遠に「非核平和都市」であることの証である非核平和都市宣言を行い、これまで平和な社会をはぐくみ築いてきたところである。これからもこの基本的な考え方を保持していく方針に変わりはないが、世界情勢の変化により、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合には、市の住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

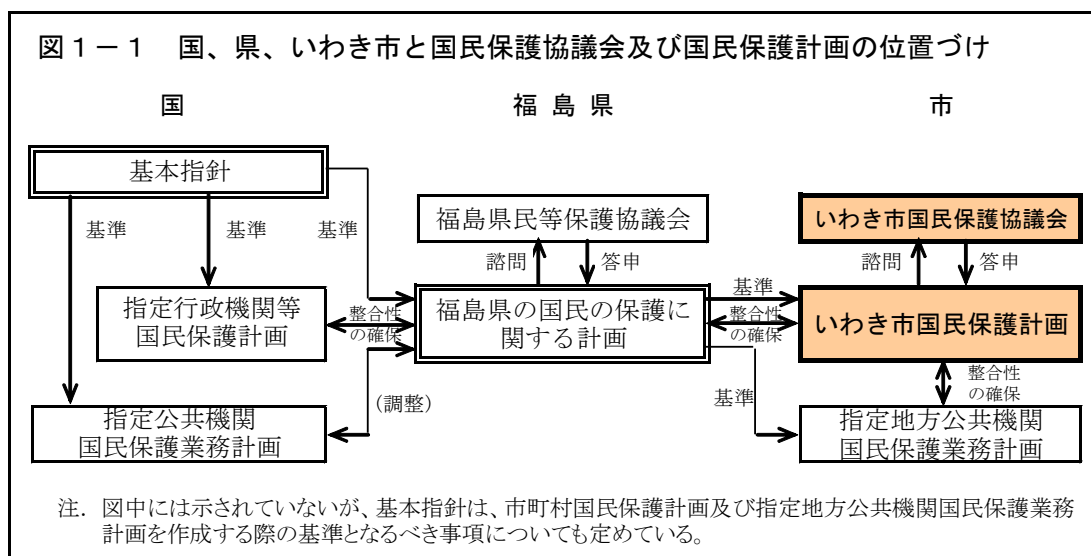
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。（図1-1）



(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ アからオのほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

《資料編》

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

- ア 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- イ 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、市は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法（ジュネーヴ諸条約など敵対行為の遂行や兵器の使用、戦闘員の行動や復讐の行使を人道原則によって規制する国際法規をいう。）の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、自らが実施する国民保護措置のほか、指定地方公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、市は、市の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 市地域防災計画等に基づく対応

武力攻撃災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の認定に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、いわき市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）及び福島県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

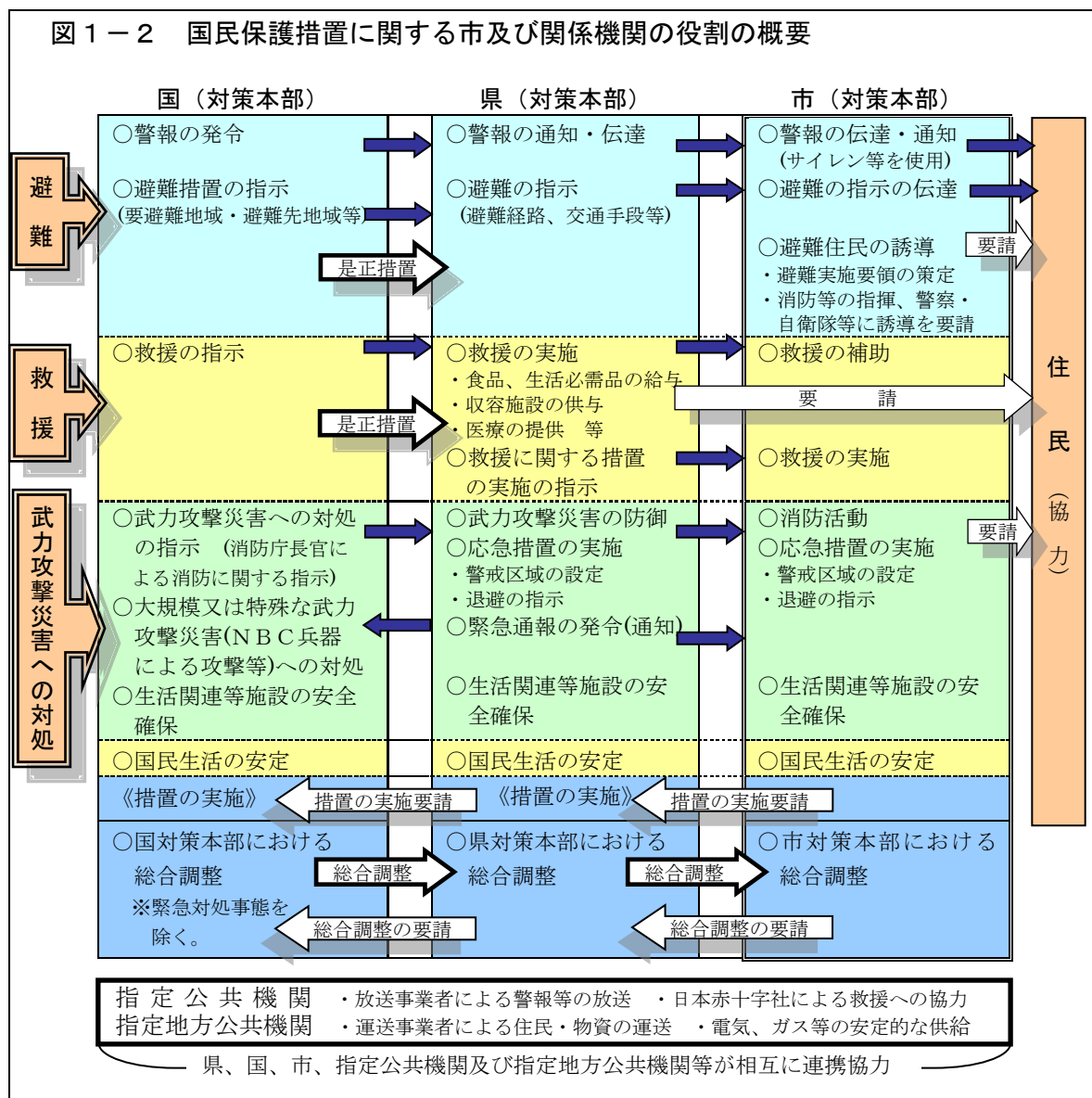
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。

図1-2 国民保護措置に関する市及び関係機関の役割の概要



2 市の事務又は業務の大綱

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
市国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり
- (2) 県関係機関（県警察含む）
資料編のとおり
- (3) 関係市町村機関（消防機関含む）
資料編のとおり
- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
資料編のとおり
- (5) その他関係機関
資料編のとおり

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる市の区域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

- (1) 位置及び面積

本市は、福島県東南部に位置し、東経140度34分から141度00分、北緯36度51分から37度19分の間であり、東は太平洋に面し、西は阿武隈高地を越えて田村市と、田村、石川及び東白川の3郡に接し、南は茨城県北茨城市に、北は双葉郡に接し、総面積は、おおよそ、1,232.26km²を有する広域都市である。

- (2) 地 勢

地形は、東は太平洋に面して平野が開け、西は阿武隈高地に囲まれた太平洋低地帯といわれる地形をつくり、古生代の岩層や、中生代の岩層及び第三紀基盤として、市域の約4割が200m以下の丘陵地と段丘及び主要河谷の谷底平野からなっている。

海岸線は約60kmに及び、夏井川、鮫川等の河口付近では低平地の沖積層が広く発達している。

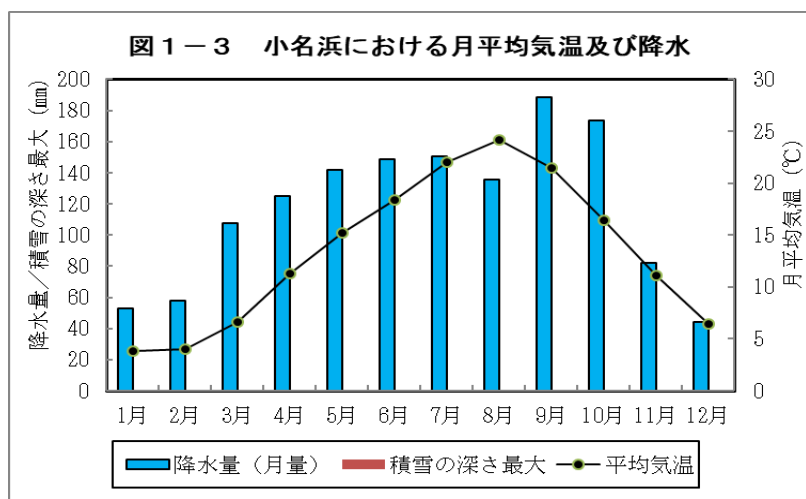
市内の丘陵地の大部分は、主として第三紀の堆積岩層からなり、海岸は新舞子などの砂浜地帯を除き海食岸よりなっている。

河川水系の状況は、主な河川水系として市域北部を東西に貫流する夏井川水系、中央部に藤原川水系、南部地域を横断する鮫川水系からなっている。河川数は、本支川あわせて322本あるが、うち64本が二級河川に指定されている。

(3) 気象

本州の太平洋側の気候に属し、沿岸部に位置しているため海洋の影響を受け易く気温較差は年間を通して少ない。年降水量の平年値は、おおむね 1,400mm 程度である。まとまった降雪としては、2～3月頃に南岸低気圧の影響により、年に数回湿った雪やみぞれが降る程度である。風速は、年平均3m/s 以下で沿岸地方としては弱い。風向きは北よりの風が最も多く、東西方向の風は極めて少ない。また、台風等による災害も比較的少ない。

(図1-3)



*気象庁（福島地方気象台）資料による。月平均気温、降水量及び積雪の深さについては、1981年から2010年までの平均値。

2 社会的条件

(1) 人口

令和2年4月1日現在における本市の人口は33万7,765人、14万3,500世帯である。その推移をみると、昭和46年の32万4,739人を底として増加傾向に転じ、平成10年の36万1,713人をピークとし、徐々に減少しながら現在に至っている。

また、高齢者（65歳以上）の占める割合は、令和2年4月1日現在総人口の31.16%となり、人口の4分の1以上を占める超高齢社会が一層進んでいる状況となっている。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、市外への自主避難者がある一方で双葉郡を中心に1万8,000人以上の方が市内で避難生活を送っているなど、地域コミュニティ環境が大きく変化している地域もある状況となっている。

(2) 交通

ア 道路

平成31年4月1日現在における市内の道路は路線数8,903路線、道路延長約4,249kmであり、この内訳として高速自動車国道2路線約71km、国道5路線約156km（うち、一般国道指定区間は2路線約85km）、県道42路線約509km、市道8,854路線約3,513kmとなっている。本市の道路網は、高速自動車国道を中心として国道・県道の幹線道路と市道が有機的に連結して形成されており、それぞれが産業・経済・文化など広範囲にわたる市民生活の基礎として重要な役割を果たしている。

イ 鉄道・バス

市内を通る鉄道はJR常磐線・磐越東線と福島臨海鉄道があり、JR旅客駅は、常磐線10駅・磐越東線4駅・計14駅がある。

また、福島臨海鉄道については貨物のみを取り扱っている。

さらに、乗合バスは、新常磐交通・会津乗合自動車・福島交通・JRバス関東・東武バス・近鉄バス・京成トランジットバス・JRバス東北が運行されている。

表1-1 本市と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線

路線等名	路線が結ぶ隣接市町村	管理者名	備考
国道6号	広野町、北茨城市	国	第1次確保路線
国道49号	平田村	〃	〃
国道289号	鮫川村	県	〃
国道349号	小野町、平田村、古殿町	〃	第2次確保路線
国道399号	川内村	〃	〃
(主)いわき上三坂小野線	小野町	〃	〃
(主)日立いわき線	北茨城市	〃	〃
(主)いわき浪江線	広野町、檜葉町	〃	〃
(主)小名浜小野線	小野町	〃	〃
(主)いわき石川線	古殿町	〃	〃
(主)小野四倉線	小野町	〃	第3次確保路線
(主)勿来浅川線	古殿町、鮫川村	〃	〃
常磐自動車道	広野町、檜葉町、北茨城市	東日本高速道路㈱	第1次確保路線
磐越自動車道	小野町、田村市	〃	〃
常磐線	広野町、檜葉町、北茨城市	東日本旅客鉄道㈱	
磐越東線	小野町、田村市	〃	

注1 路線等名の(主)は、主要地方道を意味する。

2 備考の「確保路線」は、県地域防災計画で緊急輸送路として指定されている路線を意味する。

ウ 港湾・漁港

重要港湾小名浜港は、平成23年に東日本の石炭貨物を集約する国際バルク戦略港湾に選定されるなど、南東北地域の物流拠点として重要な役割を担っている国際貿易港である。

県地域防災計画においては、耐震性能を備えた5号ふ頭の1号岸壁（延長240m、水深12m）を有していることから、大規模災害時の海路からの緊急支援物資や資材等の受入れ拠点として位置づけられており、また5・6号ふ頭から国道6号に接続する臨港道路1号線は緊急輸送路の第1次確保路線として、最優先に確保すべき路線に指定されている。

その他、地方港湾として、江名港、中之作港、避難港として久之浜港が指定されており、また、漁港については、第2種漁港として、久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港（豊間、沼ノ内地区）、勿来漁港及び第1種漁港として小浜漁港が指定されている。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域

市内には、小名浜区域、佐糠町区域及び錦町区域で構成される「いわき地区」が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

いわき地区では油槽所、化学工場及び火力発電所等17事業所が操業している。

表1-2 市内の石油コンビナート等特別防災区域の概況

指定区域	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石 油 (千kl)	高压ガス (十万Nm ³)	総 数	第1種 事業所	第2種 事業所
いわき地区	7.46	1,940	74	17	7	10

注. 令和3年4月1日現在（いわき市の消防（令和3年版））による。

(4) 電力供給施設

市内に位置する主な水力発電所、火力発電所は表1-3のとおりである。

表1-3 主な市内の発電所の設置状況

区 分	施 設 名	所 在 地	認可最大 出力(kw)	事業者名
水力発電所	川前発電所	いわき市川前町川前地内	1,400	東北電力(株)
	鹿又川発電所	いわき市川前町川前地内	680	〃
	夏井川第一発電所	いわき市小川町塩田地内	4,000	〃
	夏井川第二発電所	いわき市三和町下永井地内	3,500	〃
	夏井川第三発電所	いわき市小川町塩田地内	1,800	〃
	小玉川第一発電所	いわき市小川町大字高萩地内	2,800	〃
	小玉川第二発電所	いわき市三和町下永井地内	2,920	〃
	塩田発電所	いわき市小川町塩田地内	560	〃
	大利第一発電所	いわき市好間町大田地内	1,000	〃
	大利第二発電所	いわき市三和町合戸地内	316	〃

	四時川第一発電所	いわき市田人町南大平地内	4,000	〃
	四時川第二発電所	いわき市田人町旅人地内	1,400	〃
	小川発電所	いわき市川部町大沢地内	2,400	〃
火力発電所	勿来発電所	いわき市佐糖町大島地内	1,700,000	常磐共同火力(株)
	小名浜発電所	いわき市小名浜地内	56,000	サミット小名浜エスパワー(株)
合計	15基		1,782,776	

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 地理的条件からみた住民避難の留意事項等

本市は、全国でも有数の広大な面積を有しているため、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合には、避難先地域の選択肢は多いと考えられるが、一方で、中山間地域においては避難経路や避難手段が限定されるといった課題を抱えていることから、このような本市の地理的条件を踏まえた住民の避難について検討していく必要がある。

(2) 中山間地域における高齢者等の住民避難

ア 本市は、高齢化率が全国平均より高く、特に中山間地域に位置する地区においては、高齢者の比率や一人暮らしの高齢者世帯の比率が高いことから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

ウ 中山間地域（一部の地域に限る）における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、中山間地域における高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに留意する必要がある。

(3) 発電所立地及び隣接地域における住民避難

本市には、水力発電所、火力発電所が立地し、また、原子力発電所が隣接しているが、これらの発電所に対し武力攻撃等が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、市国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-4のとおりである。

表1-4 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 等 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市（消防機関を含む。）、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○ このため、国、県及び市（消防本部含む。）等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急対処事態の分類

(1) 緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-6のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-6 基本指針における緊急対処事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダム破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。